

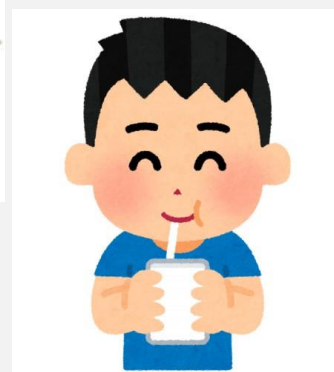
今月のテーマ

アルコール検知器の保守をきちんとしましょう

事業用自動車の運転者の飲酒運転を根絶するため、運送事業者が運転者に対して実施することとされている点呼において、運転者の酒気帯びの有無を確認する際にアルコール検知器を使用すること等が義務化されています。アルコールチェックをするだけでなく、使用するアルコール検知器の保守もきちんと行い、正しい点呼が行われるようにしましょう。

対象となる事業者

- 一般旅客自動車運送事業者
- 特定旅客自動車運送事業者
- 一般貨物自動車運送事業者
- 特定貨物自動車運送事業者
- 貨物軽自動車運送事業者 等



アルコール検知器の備え付け

- 営業所ごとにアルコール検知器を備える。
- 遠隔地で乗務を終了または開始する場合には、運転者に**携帯型のアルコール検知器を携行**させる。

点呼時の運転者の酒気帯びの有無の確認の際のアルコール検知器の使用

乗務の開始前、終了後等において実施することとされている点呼の際に、**運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子を目視等で確認**することに加え、**アルコール検知器を使用**することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認する。

アルコール検知器の保守

運行管理者は**アルコール検知器を故障がない状態で保持**しておくために、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、次の事項を実施しなければいけません。

重要!

毎日確認!

- 電源が確実に入ること。
- 損傷がないこと。

重要!

少なくとも週1以上確認!

- 酒気を帯びていない者がアルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと。
- アルコールを含有する液体又はこれを希釈したものを口内に噴霧した上でアルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること。

発行者

上杉行政書士事務所 代表 上杉 麻美
神奈川県横浜市旭区左近山16-1 1-30-806
TEL&FAX 045-442-3592

行政書士法人シグマ 代表社員 阪本 浩毅
東京都中央区銀座一丁目13番1号
ヒューリック銀座一丁目ビル4階
TEL 03-6868-7256 FAX 03-6800-3604

ご用命・ご相談がございましたらお気軽にお問い合わせ下さい

一般社団法人 運輸安全総研トラバス
Mail tb@trubus.org ホームページ <http://trubus.org/>

トラ
バス